

亀山市告示第178号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定し、これを告示する。

なお、「関係図面」は、亀山市産業建設部用地管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供する。

令和2年10月6日

亀山市長 櫻井 義之

第1

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 11217
- 3 路線名 徳原38号線
- 4 道路の区間

区間		延長 (メートル)	幅員 (メートル)	
起点	終点		最小	最大
川崎町字上垣 内4957番 10地内	川崎町字上垣 内4957番 10地内	42.50	最小	6.00
			最大	13.32

第2

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 11218
- 3 路線名 能褒野49号線
- 4 道路の区間

区間		延長 (メートル)	幅員 (メートル)	
起点	終点		最小	最大
川崎町字六反 田472番4 地内	川崎町字六反 田472番4 地内	62.00	最小	6.00
			最大	12.53

第3

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 1 1 2 1 9
- 3 路線名 能褒野 5 0 号線
- 4 道路の区間

区間		延長 (メートル)	幅員 (メートル)	
起点	終点			
能褒野町字能褒野65番68地内	能褒野町字能褒野65番68地内	75.60	最小	6.00
			最大	13.10